

あきる野市・日の出町学校給食センター調理等業務委託に係る サウンディング調査実施結果（概要版）

令和8年7月17日
あきる野市・日の出町学校給食センター協議会

あきる野市・日の出町学校給食センター協議会では、共同整備による新学校給食センターの令和10年度の本稼働に向け、調理等業務委託の公募型プロポーザル方式等による事業者選考を検討しております。当該事業者選考について、より多くの事業者に参加いただけるよう、調理等業務委託の仕様書の内容を検討するに当たり、広く意見・提案をいただくことを目的にサウンディング調査を実施いたしました。

調査への回答、意見交換の内容等について、次のとおりまとめたので公表いたします。

1. 実施スケジュール

①実施要領の公表	令和8年5月15日（金）
②調査への回答期限	令和8年5月27日（水）午後5時
③意見交換	令和8年6月4日（木）～6月15日（月）
④調査結果の公表	令和8年7月17日（金）

2. 参加事業者

6事業者

3. 主な質問事項とその回答

（複数の事業者から同様の回答があったものは、集約しております。また、事業者選考に影響が生じるとと思われる内容については掲載しておりません。）

（1）契約期間について

- 一般的には3～5年の契約期間が多い。
- 配送車両はリースする事例が多く、リース期間は5年が標準であるため契約期間は5年間が望ましい。
- 配送車両の調達が必要な場合、減価償却期間を考慮すると契約期間は5年間が望ましい。
- 人材育成や安定的な給食提供の観点から契約期間は5年間が望ましい。
- 長期継続契約の場合は、近年の人件費の高騰を踏まえるとリスクが生じるため、契約期間中に委託料の見直しが可能な契約にすることが望ましい。

（2）契約から稼働開始までの準備期間や準備の内容、稼働時期について

- 車両調達を要する場合は、1年程度の準備期間が必要である。
- 夏休み期間中に時間をかけて準備が可能となるため2学期稼働が望ましい。
- 配送車両の調達を要しない場合も8～10か月程度の準備期間があることが望ましい。
- 開業準備期間には、現給食センターで雇用されている会計年度任用職員に対しての説明を行った後に新規の従業者を募集する流れが想定される。
- リハーサルは複数回かけて実施し、最終的には全食を調理し、調理、配送、配膳の流れまでを確認することを想定する。
- オープニングセレモニーのような形で関係者への試食会を実施する場合は、事実上その日が開業日ということになるので、早めに動く必要がある。

(3) 見積りについて

- 見積りには約1か月を要する。施設維持管理を含めた見積りの場合は更に時間を要する可能性がある。
- 概算の見積りを提示するにあたり、食数、稼働日数、経費負担区分、雇用者の給与水準、配膳員の人数、献立の内容、アレルギー対応、責任者の条件、駐車場の利用条件などを提示することにより、精度が上がる。

(4) 従業者の雇用条件について

- 現給食センターの従業者については、雇用を希望する。
- 価格ではなく提案の内容で選定してもらうためにも、現在の従業者の給与水準等を提示いただきたい。
- 従業者の駐車場の取扱いを提示していただきたい。

(5) 責任者の条件について

- 業務責任者、業務副責任者、アレルギー責任者は最低限必要である。その他の責任者については兼務を認めることも検討していただきたい。
- 責任者には一定以上の規模の学校給食センターでの経験年数を求める必要があるが、必要以上に縛りを設けると、受託することが困難になる可能性があるため、必要最低限の条件とし、提案により評価されることが望ましい。

(6) 調理・配送・配膳を一括で受託することについて

- 一括受託とすることで窓口が一本化され、全体の連携が容易となる。
- 一括受託とすることで従業者への教育の標準化が可能となり、配送員に午後の洗浄作業を行わせるなどの工夫により人件費の圧縮が可能となる。

(7) 施設維持管理業務を受託することについて

- 発注者としては、契約事務が削減できると思われるが、受託者としては大半が再委託となるため、再委託事業者が値上げする可能性を踏まえるとリスクがある。

●電気設備の保安管理など法令で設置者が保安業者と直接契約を要するものがあるため、整理が必要である。
(8) トラブル時の対応について（感染症の集団感染や厨房機器の故障など）
●まずはシフト変更等により対応し、次の段階で他の事業所から人員を補充することなどが考えられる。厨房機器のトラブル発生時には代替方法を検討するなど、発注者と相談しながら臨機応変に対応することが想定される。
(9) 災害時の対応について
●従業者も被災者となることから、まずは従業者の安全が最優先であるため、できる範囲で対応することとなる。 ●近年は災害協定を締結している自治体も増えている。 ●災害時の対応が明確に決まっているのであれば仕様書に記載することが望ましいが、従業者も被災している状況が想定されるため、確実に履行できる保障はないので、仕様書の書き方はよく検討する必要があるのではないかな。
(10) 食育への協力について
●仕様書には「食育に協力する」程度が記載されていることが多い。 ●必ず行うべき食育に係る業務があれば仕様書にも明記していただくことが望ましい。
(11) アレルギー対応について
●アレルギー対応給食は「卵」「乳」に対応している事例が多い。「小麦」も対応するとすると献立の幅が狭くなり難しくなる。 ●アレルギー対応品目は少ない品目から始め、増やしていく方がリスクは低い。稼働当初はアレルギー対応給食を提供せずに半年後からスタートするという自治体もある。 ●アレルギー対応給食提供に係る確認手順について、想定される手順は仕様書に明記していただくことが望ましい。（仕様書に明記せず提案事項とする。契約後に詳細を協議する。という意見もあった。）
(12) 配送車両について
●配送計画も含めて配送車の台数について提案することは可能。 ●配送車を受託者が用意する場合、仮に契約期間中に受託者が倒産した場合、配送車も使用できなくなる可能性がある点には留意が必要である。 ●大きい規模の学校給食センターでは予備車を配置している事例が多い。 ●電気自動車はコストが高く出力が不足するので配送車には不向きで、使用としてもハイブリッド車が主流と聴いている。 ●電気自動車を導入している実績もある。

●車両感覚がずれるので配送車の大きさは揃えるのが望ましい（混在しても問題ないという意見もあった。）。

（１３）手作り調理について

●調理方法によっては配置人員に影響があるので、認識の齟齬が生じないように調理方法や頻度は示していただきたい。